

議案第83号

亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

亀山市職員退職手当支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月25日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

亀山市職員退職手当支給条例（平成17年亀山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第15条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の亀山市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）

第15条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項にお

いて準用する場合を含む。) の規定は、退職職員(亀山市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の亀山市職員退職手当支給条例(以下この項及び第4項において「旧条例」という。)第15条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第15条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する亀山市職員退職手当支給条例第15条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する亀山市職員退職手当支給条例第15条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。